

提案条例説明資料

(議会追加提出分)

令和5年9月
浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 議会事務局

1	議案番号	発議第4号
2	題名	浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地方自治法の一部が改正され、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされ、一定の場合は個人による地方公共団体に対する請負が可能となったことにより、議員の請負契約に関する遵守事項との乖離が発生したため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 請負契約に関する遵守事項に係る規定を削除(第4条関係) 2 その他規定の整理
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 議会事務局

1	議案番号	発議第5号
2	題名	浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例
3	目的・理由	地方自治法の一部が改正され、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、市議会議員個人が市に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表することにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として、条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 報告（第2条）</p> <p>(1) 請負をする議員は、毎年6月1日から同月30日までの間に、前会計年度における浜田市に対する請負（前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>ア 請負の対象とする役務、物件等</p> <p>イ 契約締結日</p> <p>ウ 契約金額</p> <p>エ 当該前会計年度において支払を受けた総額</p> <p>オ エに掲げる総額の合計額</p> <p>(2) 議員は、報告した内容を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。</p> <p>2 報告の一覧の作成及び公表（第3条）</p> <p>議長は、報告（訂正があった場合は訂正後のもの）の一覧を作成し、公表しなければならない。</p> <p>3 報告等の保存及び閲覧等（第4条）</p> <p>(1) 報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存し</p>

		なければならない。 (2) 何人も、議長に対し、保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。
5	施行期日等	1 施行期日 公布の日 2 適用期日 令和5年度における請負から適用する。